



ガンバ大阪 中学生サッカースクール 規約

第1条 (名称・所在地)

名称を「ガンバ大阪 中学生サッカースクール」といい、本部を大阪府千里万博公園
3-3 株式会社ガンバ大阪内におく。

第2条 (目的)

当サッカー部は、サッカーを通じ青少年の精神ならびに健全な育成を計り、
ガンバ大阪としてサッカーの基本や専門性を指導することで、技術や知識を習得し、
一人一人にスポーツの喜びを伝え、夢と才能を育てながら、地域への貢献ひいては、
日本のサッカー界の発展に寄与することを目的に、サッカーの指導を行う。

第3条 (入会資格)

本人が当サッカー部の趣旨に賛同される 中学1年生～3年生の男子を対象とする。

第4条 (開催日時)

当サッカー部が、あらかじめ指定した曜日・時間に開催する。中止等については、別途運営
要領による。

第5条 (指導)

当サッカースクールが定めた指導方法により、中学生の個性に適したサッカーの指導を行う。

第6条 (入会手続き)

入会希望者は、当規約・運営要領に同意のうえ、ガンバ大阪スクールホームページ「hacomono」
<https://gamba-osaka-academy.hacomono.jp>より申し込み手続きを行う。

第7条 (会費)

サッカースクールの活動に関する会費は、別途運営要領による。尚、一旦支払われた
会費は返金しないものとする。

第8条 (開催場所)

当サッカースクールの指導場所は、別途運営要領による。

第9条 (サッカースクール生の自己負担費用)

- (1) トレーニング等の参加にかかわる交通費等
- (2) トレーニングに必要な個人用具 (ウェア、運動靴、スパイク、GKグローブなど)

第10条 (更新)

同コース内での新学年への更新は、原則として自動更新とする。

第11条 (休会)

ケガもしくは、やむを得ない事由により、月初から月末まで1ヶ月以上休む場合
は、メンバーサイトのマイページより所定の期間までに変更手続きを行わなければ
ならない。尚、休会期間は月単位とし、休会費は所定月会費の半額とする。

第12条 (退会)

退会する場合は、メンバーサイトのマイページより所定の期間までに手続きを行わなければならない
尚、退会時点においてすでに支払われている年会費・月会費の返金は行わない。

第13条 (スクール生のモラル)

- スクール生は次のことを守らなければならない。
- (1) 当サッカースクール内の秩序、コーチの指示
 - (2) 明朗快活なスポーツマンとしての誇りとその態度

第14条 (除名)

当サッカースクールは、本規約に違反したり部生としてふさわしくないとガンバ大阪が判断
した者を退会させることができる。

第15条 (保険および事故の責任)

サッカースクール生は、入会時にスポーツ傷害保険に加入する。当スクールにおける事故につ
いては、当該スポーツ傷害保険補償範囲内でのみ補償する。

第16条 (免責)

当サッカースクール内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた、事故やトラブル・盗難につ
いて、当サッカースクールは一切責任を負わない。

第17条 (発効)

この規約は、2026年4月1日より発効する。